

松江市学生通学支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市が交付する松江市学生通学支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（幼稚園、特別支援学校幼稚部及び大学を除く。）、法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校（以下「学校」という。）に在籍している満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) 保護者 前号に規定する生徒に対し親権を行う者、未成年後見人その他の者で生徒を現に監護するものをいい、当該生徒が成年者の場合は、これに準ずる者をいう。
- (3) 定期券 公共交通機関が発行する一定期間を区切って発行される乗車券をいう。
- (4) 片道定期券 定期券のうち、片道しか利用できないものをいう。
- (5) 学期定期券 定期券のうち、学校の学期に合わせた利用のため、月を単位とする有効期限にひと月に満たない日数（以下「端数日数」という。）を加えて有効期限を延長したものをいう。
- (6) 日割り額 学期定期券の購入額を、当該学期定期券の有効月数に30を乗じて端数日数を加えた数で除して得た額（1円未満切り捨て）をいう。
- (7) 金額式定期券 定期券のうち、購入した定期券の設定金額以内の運賃の区間であれば、自由に乗り降りが可能なものをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の率又は金額、補助対象者の範囲及び終期は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市学生通学支援補助金
補助金交付の目的	公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、その生徒の通学に要する交通費の一部を補助し、居住地によって異なる交通費の負担を軽減することをもって、子育て支援に資するとともに、公共交通機関の利用促進を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	生徒が、中海・宍道湖・大山圏域5市（米子市、境港市、松江市、出雲市、安来市）又は雲南市のいずれかに所在する学校に定期券を使用して公共交通機関で通学すること。

交付の率又は金額	定期券の購入額（特急定期券については購入額のうち普通定期運賃相当額）のうち、松江市内にあるバス停又は駅から合理的な経路を利用し通学する学校に最も近いバス停又は駅までの区間に係る額として市長が認めた額から1万円（片道定期券については5千円。以下「基準額」という。）に当該定期券の有効月数（学期定期券の端数日数に日割り額を乗じて得た額が基準額を超える場合にあっては、当該有効月数に1を加えた数）を乗じて得た額を控除した額（10円未満の端数切り捨て）とする。
補助事業者の範囲	生徒の保護者で松江市内に住所を有するもの。ただし、同様な他の補助金を受給している者を除く。
終期	令和9年3月31日

（交付の申請）

第4条 申請人は、定期券の使用期限が終了した翌日以降3月31日まで（使用期限の終了が3月であるものは4月30日まで）に、松江市学生通学支援補助金交付申請書（様式第1号）に使用済となった定期券又は購入した定期券を解約していないことが分かる定期券発行者の証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（決定の通知）

第5条 市長は松江市学生通学支援補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を松江市学生通学支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請人に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第6条 規則第11条ただし書きの規定により、この補助金に係る着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松江市学生通学支援補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

松江市学生通学支援補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者（保護者） 千 一
住 所
ふりがな
氏 名
連絡先 （ ）

松江市学生通学支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

生徒氏名						
生徒の生年月日	年 月 日生（満 歳）					
学校名			学年	年		
区分	定期券区間		設定金額		定期券の期間	定期券費用
	金額式定期券は利用区間を記載		金額式定期券のみ記載			
1	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
2	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
3	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
4	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
5	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
6	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		
7	() から () まで	円区間	年 月 日から 年 月 日まで	円		

添付書類：使用済定期券

様式第2号（第5条関係）

指令 第 号

松江市学生通学支援補助金交付決定通知書

申請者（保護者） 住 所
氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので松江市学生通学支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

年 月 日

松江市長

記

補助年度	年度	補助金の名称	松江市学生通学支援補助金	
生徒氏名				
学 校 名			学年	年
交付金額	円			
内 訳	月	計算式		金額
				円
	合計			円
備 考				
問合せ先				

